

平成23年度 第2回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成23年5月20日(金) 14:30～17:45

場 所 事務局第一会議室

出席者 別紙のとおり

学長から、議事に先立ち、報告事項1を報告したい旨の説明があり、「監事からの監査意見書」の是正又は改善を要する事項等について、資料に基づき、報告があった。

議 題

1. 平成25年度以降の教育組織の見直しについて(継続) (議題1の別紙)

理事(総務・企画・財務担当)から、「平成25年度以降の教育組織の見直し」に関する今後の審議等のスケジュールについて、資料に基づき、説明があった。

学長から、前回の本会義において、いろいろな指摘があったが、今後は、学長へ要望していただき、運営改善室等でよりよい成案を得て、教授会、教育研究評議会の議題として取り扱っていききたいので、このスケジュールで了承したい旨の発言があった。

審議の結果、了承し、資料に基づき、「平成25年度以降の教育組織の見直し」を進めていくことが確認された。

2. 平成25年度カリキュラム改訂に向けた基本方針について(継続) (議題2の別紙)

理事(教育・学生・附属学校担当)から、平成23年10月までのカリキュラム改訂に関するスケジュールについて、資料に基づき、説明があった。

評議員から、以下のような意見等があった。

カリキュラム改訂に関する作業進行表の中身に関して、運営企画室で十分に審議されたのか。教員の定員数などの資料について、最初に人員の削減や非常勤講師の削減目標を設定して、カリキュラムの検討作業が開始されるようになっていたが、最初にカリキュラムの充実のための必要な教員数等をシミュレーションしてから、教員の定員や非常勤講師の削減目標を決めた方がよいのではないか。

具体的な資料がないため、不安感を募らせている。

学長から、以下のような発言があった。

不安を与えたことはお詫びしなければならないが、圧縮が可能ならば、進めていかなければ、財務上もたなくなる。スケジュールに沿って、最終的には、ヒアリングを行いながら、科目をすべて精査する。どうしても必要な科目については残すのは当たり前であり、担当がいなければ、非常勤講師を充てるのも当然である。しかし、合併したり、隔年開講したり、受講者がいなければ閉じるなど、ほかにも工夫するところはある。今後は、具体的なデータを基にしなければ話が進まないの、そのような根拠を持って進めたい。最終的には、ヒアリングしながらでも、納得いただけるようにしたい。

審議の結果、了承し、資料に基づき、「カリキュラム改訂」を進めていくことが確認された。

3. 定員管理方針（案）及び平成24年度教員定員運用方針（案）について （議題3の別紙）

理事（総務・企画・財務担当）から、定員管理方針の基本方針等、教員定員運用方針の策定の基本事項、確認事項等について、資料に基づき、説明があった。

評議員から、以下のような意見等があった。

定員管理等については、運営改善室で審議されなかったのか。この原案はどこで作成したのか。

この時期を見通して、計画的に定員管理をすべきであったが、現在はそのような状態ではないので、今、欠員を抱える講座や、近々、定年退職する者がいる講座からしか協力が求められる仕組みになっている。その対象となった講座はかなり厳しく、そうでない講座と差がある。現実的な対応をしなければならないのはわかるが釈然としない。

学長から、以下のような発言があった。

学長原案として役員会が作成した。しかし、役員会だけで決めてしまうということではなく、スケジュールにもあるように、これから、教授会や運営改善室で意見聴取等を行い、よりよいものに仕上げたいと考えてる。

本来、削減しておくべきであった形式上の数からスタートし、もう一度、原点にもどって検討した。国の総人件費抑制策に伴い、本学もこれに準じて、平成18年度から23年度までの6年間で6%の人件費を削減することが求められ、教員の人件費も6年間で6%削減することが余儀なくされた。そのため、平成18年度からの人件費削減に見合う平成23年度の教員定員は199名となっているべきものであったが、現実にはそうになっていなかった。第二期では、平成27年度までの総人件費抑制への対応や人事院勧告のアップ分への対応等を考慮した。

これまでは、法人化した時点の人数を理想とし、余裕があれば採用するという方法をとっていたが、抑制すべき予算額に対応させて再設計を行うと今回のような結果となる。

また、話題になっていないが、本学では教授がかなり多く、再雇用者は人数から外すなどし、どんどん昇任させたためでもある。昇任するのはよいが、給与も上がり、そういう問題が全てに連動する。現員を維持し、本学の機能を保持したソフトランディングを図ったとき、このような数字になった。

評議員から、以下のような意見等があった。

教員の実人数が3名から2名に減らされてしまうことは、責任を持った幼稚園の教員養成が果たせなくなり、危機的な問題である。幼稚園の教員養成をどのような形で継続していくつもりなのか。本学がどのような形で教員養成を続けて行くのかということに関わってくる。

本資料は、設置基準上、また、課程認定上、必要なものは考慮されているのか。再度、確認願いたい。

学長から、以下のような発言があった。

幼児教育の定員の件は、別の観点から、検討しなければならない問題であるかもしれない。それぞれが厳しく、数値上は資料のとおりとなる。そのため、全体の教員定員管理はこのようにしたいと役員会で考えた。設置基準等の人数については、再度、確認する。

評議員から、以下のような意見等があった。

平成28年度は、この方針により、この人数でカリキュラムを考えるとということか。また、

の3で書いてあるように、教授会の意向を踏まえて決定することになっているので、教授会で審議するようご尽力をいただきたい。

学長から、以下のような発言があった。

カリキュラムは、定員削減後の人数でやることになる。教授会では意見聴取を行う。運営改善室にも意見聴取を行う。経営が破綻することはできない。教授会にその責任は負わせない。

教育学部長から、以下のような発言があった。

本件について、これまで、教授会で議題にしたことはなく意見聴取であった。教授会及び大学戦略会議では意見をもらい、教育研究評議会は議題としている。教育研究評議会では、できるだけ了承を得た方がよいが、了承されなくても役員会で決定しなければならない場合もある。

評議員から、以下のような意見等があった。

評議員の中には、運営企画室の規程をよく分かっていない方もいるのではないかと。規程の第2条第1項では、原案を作成し、提案することになっている。同条第2項では、学長からの依頼に応じて、学長が作成した原案について意見を述べるができることになっている。つまり、成案を得るようにはなっていない。従来から、本件については、運営企画室が答申するということはしていない。

学長から、以下のような発言があった。

意図や目的を常に示しながら、きっちりと組織にはかける。役員会に責任がある事項については厳しい判断でも行う。専断的にやるわけではないので、必ず意見は聴く。教授会の意向を聴くということもそうであり、だからこそ意見聴取をする。しないで走るとか、聴かないというのは一言も言っていない。運営改善室にも聴くが、どうしても必要という意見があれば、具申することもできる。それを受けて、最終的に決めるのは役員会である。

評議員から、以下のような意見等があった。

この改革によって、准教授が教授になる期間が最長どの程度延びるのかを心配しており、その不遇を救済するようなことは考えているのか。

学長から、以下のような発言があった。

幼児教育の2名の問題も含めて、その次の課題として検討したい。かなりのスピードで教授昇任が進んだ。上げ過ぎとは言わないが、そういったことに補正をかけることも必要である。何が悪かったのかという原因分析よりも、今後、そういったことに耐えていかなければいけない。力があるが、ポストがない場合については、今後は考えていきたい。

審議の結果、継続審議とした。

4. 国立大学法人福岡教育大学諸規程の制定について

(議題4の別紙)

(1) 国立大学法人福岡教育大学運営規則(一部改正)

理事(総務・企画・財務担当)から、次期以降の学長の就任始期を4月1日とするため、同規程を一部改正することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、経営協議会の議を経て、役員会へ付議することとした。

(2) 福岡教育大学大学院教育学研究科教育科学専攻心理教育相談室規程 (一部改正)

大学院教育学研究科長から、東日本大震災に伴い開設した本学における相談窓口の相談料を無料とすることに伴い、同規程を一部改正することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

5 . 教職大学院の後任人事について (議題 5 の別紙)

学長から、教職大学院の後任人事について、研究者教員枠で実務家教員を採用する手続きを行うこと、及びその人事に関する「国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員の採用に関する取扱いについて (重要通知)」を作成することについて、資料に基づき、説明があった。また、これにより、従来であれば、候補者が確定した後に本会義の了承の上で人事を開始するところであるが、早急に人事を開始する必要があるため、併せて人事を開始することについても、了承願いたい旨の説明があった。

評議員から、規定上は、若い方が採用される可能性があるため、年齢制限を加えた内容にする必要があるのではないかとの意見があり、学長から、教職大学院運営協議会での報告において、後任の実務家教員は、60歳前後の力量のある退職校長あるいは教育行政経験者を想定しているとの趣旨が示されており、問題はないと考えている旨の説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

6 . 国立大学法人福岡教育大学名誉教授の称号授与について (議題 6 の別紙)

理事 (総務・企画・財務担当) から、国立大学法人福岡教育大学名誉教授の称号授与について、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

7 . 平成 23 年 10 月 1 日付け大学院教育学研究科担当教員適格候補者の選考について (議題 7 の別紙)

理事 (総務・企画・財務担当) から、大学院教育学研究科担当教員適格候補者の選考人事の開始について、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承した。

8 . 平成 23 年度附属教育実践総合センター客員教授等の採用について (議題 8 の別紙)

理事 (教育・学生・附属学校担当) から、平成 23 年度附属教育実践総合センター客員教授等の採用について、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

9. 「株式会社西日本新聞社と国立大学法人福岡教育大学との包括的連携協力に関する協定書」の締結について (議題9の別紙)

理事(研究・国際・社会連携担当)から、西日本新聞社から本学と包括的な連携協力をしたいという申し出があり、社会連携室で審議した結果、今後、受託研究を含めた連携の発展や本学の取組みを同社を通じて発信することが期待できるなどの理由から、協定書を締結することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

報告事項

1. 平成22年度監事監査報告書について (報告事項1の資料)

学長から、審議に先立ち、資料に基づき、報告があった。

2. 「教育週間2011」の実施について (報告事項2の資料)

理事(教育・学生・附属学校担当)から、「教育週間2011」の実施について、資料に基づき、報告があった。

3. 研究開発推進室の取組について (報告事項3の資料)

副理事(研究プロジェクト担当)から、「科学研究費補助金申請のための環境整備」について、資料に基づき、報告があった。

その他

1. 次回の開催日程について

次回の会議を、平成23年6月17日(金)14:30～、事務局第一会議室で開催することとした。

説明資料等

- 議題 1 の別紙
 - 議題 2 の別紙
 - 議題 3 の別紙
 - 議題 4 (1) の別紙
 - 議題 4 (1) の資料
 - 議題 4 (2) の別紙
 - 議題 5 の資料
 - 議題 5 の別紙
 - 議題 6 の別紙
 - 議題 7 の別紙
 - 議題 8 の別紙
 - 議題 9 の別紙
 - 議題 9 の資料
 - 報告事項 1 の資料
 - 報告事項 2 の資料
 - 報告事項 3 の資料
- ・ 2 5 年 4 月の教育組織の見直しについて (スケジュール案)
 - ・ カリキュラム改訂に関する作業進行表 (H 2 3 . 1 0 月まで)(案)
 - ・ 国立大学法人福岡教育大学定員管理方針 (案)
 - ・ 平成 2 4 年度教員定員運用方針 (案)
 - ・ 定員管理方針 (案) 及び平成 2 4 年度教員定員運用方針 (案) の決定に関するスケジュール (案)
 - ・ 「国立大学法人福岡教育大学運営規則」改正案・現行対照表
 - ・ 運営組織の一部改正について (依頼)
 - ・ 「福岡教育大学大学院教育学研究科教育科学専攻心理教育相談室規程」改正案・現行対照表
 - ・ 平成 2 3 年度第 1 回福岡教育大学教職大学院運営協議会次第
 - ・ 国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員の採用に関する取扱いについて (重要通知)(案)
 - ・ 福岡教育大学名誉教授の推薦について (申請)
 - ・ 平成 2 3 年 1 0 月 1 日付け大学院教育学研究科担当教員適格候補者の選考開始について
 - ・ 附属教育実践総合センター客員教授の採用について
 - ・ 株式会社西日本新聞社と国立大学法人福岡教育大学との包括的連携協力に関する協定書 (案)
 - ・ 「新聞力」養成講座 - 福岡教育大学キャリア支援プログラム -
 - ・ 監査意見書
 - ・ 福岡教育大学教育週間 2 0 1 1
 - ・ 研究開発推進室の取り組みについて